

知って得する賃貸住宅経営

2010.9.1号

相続税の申告期限後に遺産分割協議が成立したら？

相続税の申告は相続開始日から10ヶ月以内に行わなければなりません。何の問題もなく、速やかに遺産分割協議が成立すればいいのですが、諸手続きを含め、なかなかスムーズには進まないものです。3～4年を経て遺産分割協議が整ったという話も相続の世界では決して珍しくありません。

この場合はどのようにしたら良いのでしょうか？

★申告・納税はあくまでも10ヶ月以内に

遺産分割協議が整わなくても、申告・納税は10ヶ月以内に行わなければなりません。

この場合、各相続人は民法の規定による相続分または包括遺産の割合に従って財産を取得したのとして申告することになります。

例) 被相続人 A さん

法定相続人 妻 B さん、子 C さん、子 D さん

この家族の相続税の申告は

妻 B さん → 1/2

子 C さん → 1/4

子 D さん → 1/4

上記の民法の規定による割合で遺産を按分し、3人が各々、相続税の申告・納税をしなければなりません。

ここでの注意点としては、遺産未分割の状態です。申告する場合には、配偶者控除や小規模宅地等の課税価額の特例は適用されていないため、大半のケースで本来支払うべき税額より多く払わなければならないということです。

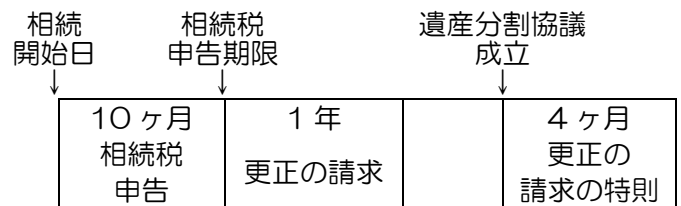
★遺産分割協議が整ったら…

遺産分割協議が整っても、何もしなくても法的には問題ありません。

しかし、法定相続割合ちょうどで相続することは稀です。法定相続割合以下で相続した人はもちろん、前述の通り、特例の適用前で税金を払いすぎているケースが多くあります。そのためやはり「更正の請求」といった手続きは必須となります。この手続きは、通常申告期限から1年以内になされる必要があります。

しかし、冒頭にあったように、遺産分割協議が数年

に及んでしまうことは珍しくありません。このため、「更正の請求の特則」といって、遺産分割協議が成立した翌日から4ヶ月以内に更正の請求をすることができます。



一方、遺産分割協議の結果、相続税の増えた相続人は本来修正申告をすることになります。しかし、更正の請求も修正申告も行うかどうかはあくまで任意です。ただ、税金を払いすぎた相続人は更正の請求をしなければ税金は還付されません。相続人の内、誰かが更正の請求をすると、これに伴い、税額の増える他の相続人に対して増えた相続税を支払いなさいとする権限が税務署長に付与されます。

先の例の A さんご家族が遺産分割協議の結果、妻 B さんが全額相続することになったとします。このとき、子 C さん及び D さんは更正の請求をすることによって、一度納付した相続税の全額が還付されます。一方で、妻 B さんは申告よりも取得した遺産が増えるため、場合によっては負担すべき相続税が増えているかもしれません。このような場合には、税務署は「子供が更正の請求をした以上、あなたはこれだけの相続税を追加で支払わなければいけません」ということになります。

